

薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|-------------------------|
| 別表 1～1190（略） <u>1191 自己検査用血液凝固分析器</u> | 別表 1～1190（略） (新設) |